

# MacServer2 及び Jector プライベートクラウドプラン 利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 (利用規約の適用)

株式会社ねこじゃらし（以下「当社」といいます）は、MacServer2 及び Jector プライベートクラウドプラン利用規約（以下「本規約」といいます）を定め、本規約に基づいて MacServer2 及び Jector プライベートクラウドプラン（これらのサービスを総称して以下「本サービス」といいます）を提供します。

2 契約者は、本規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。

3 当社は、本規約の他必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規約とともに特約を遵守するものとします。

4 本サービスのオンラインデモや無料試用サービスに申込みを行い、利用する場合にも本規約は適用されるものとします。

5 本規約は、Jector についてはプライベートクラウドプランのみが適用されるものとし、Jector のその他のプランの利用については、別途規約等が適用されます。

### 第2条 (定義)

本規約において使用される以下の用語の定義は、それぞれ当該各号に定める通りとします。

(1)「契約者」とは、本サービスを利用するために利用申込みを行い、当社との間で利用契約が成立した法人、団体及び個人等をいいます。

(2)「利用契約」とは、本サービスの利用を目的として、契約者と当社との間で締結する契約をいいます。

(3)「本サービスサイト」とは、当社が運営する本サービスの内容及び機能等を掲載した本サービスに関するウェブサイト을いいます。

(4)「契約者登録データ」とは、契約者が本サービスを利用することで本サービスのサーバに送信、保存及び登録等された全てのデータをいいます。

### 第3条 (本規約の変更)

当社は、本規約を変更することがあります。

2 本規約の変更の際して、当社は契約者に対し変更内容を事前又は事後に告知、あるいは通知することで周知を図るものとします。尚、緊急を要する本規約の変更については、事後の告知、あるいは通知となる場合があります。

3 当社により適切に前項の告知あるいは通知がなされた場合、契約者が当該告知あるいは通知を確認したか否かにかかわらず、変更後の利用規約が適用されるものとします。

4 契約者は、当社より規約変更の告知あるいは通知があった後、一定の期間（不服申立期間といい、この期間は告知あるいは通知の際にお知らせします）、当社に対して不服を申立てることができるものとし、それに対して当社は誠実に対処するものとします。

### 第4条 (当社からの告知・通知)

当社から契約者に対する通知は、本規約に特別の定めがない限り、契約者が申込書に記載した電子メールアドレス宛に電子メールで通知する方法により行うこととします。

2 当社は、当社が運営する本サービスサイトにおいて本サービスに関する事項を契約者に告知します。

3 前2項による告知・通知が当社により適切になされた場合、契約者が当該告知あるいは通知を確認しなかった又は知らなかったことに起因して発生した損害に対して、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第5条（サービスの種別）

本サービス及びその他本サービスに付随するサービス並びに各サービスプランの詳細については、当社が運営する本サービスサイト上に公開するものとします。

#### 第6条（サービスの終了）

当社は、業務上の都合により、本サービスを廃止することがあります。本サービスを廃止する場合には、当社は1ヶ月以上前に、契約者にその旨を告知又は通知をすることでその周知を図り、本サービスを廃止することとします。但し、本サービスの廃止につき緊急やむを得ない場合又はその他1ヶ月以上前に告知又は通知することが困難な場合は、1ヶ月以内の告知又は通知となる場合があります。

2 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

3 当社が運営する本サービスサイトで公開中のオンラインデモや無料試用サービスは、本サービスサイトに告知又は通知をした上で、事前の告知又は通知期間を問わず、廃止又は中止することがあります。

## 第2章 契約

#### 第7条（単位）

契約者が複数の本サービスを申し込む場合には、個々のサービス毎に利用契約を締結するものとします。

#### 第8条（期間）

本サービスの利用契約は、原則として利用契約成立後、利用開始日から1年間が経過するまでとします。但し、各申込書、もしくは申込サイトの画面に別途異なる記載がある場合は、当該記載内容を優先します。

#### 第9条（更新期間）

本サービスの利用契約の更新期間は、はじめの利用開始日より1年間を経過後、1年間ごとに自動更新されるものとします。但し、各申込書、もしくは申込サイトの画面に別途異なる記載がある場合は、当該記載内容を優先します。

#### 第10条（更新）

利用契約の更新は、以下の各号の通りとします。

(1) 契約者からの解約の申し出のない場合、当社は契約者に対して利用契約終了日30日前までに次回契約更新を電子メールにて通知するものとします。

(2) 契約更新をしない場合、当社は契約終了後の契約者登録データの保管に関して何ら関与及び保証しないものとし、それについて一切の責任を負わないものとします。

#### 第11条（権利の譲渡等の制限）

契約者は本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、当社の承諾なく、他に譲渡、貸与、質入れ等を行うことができません。

2 契約者は本サービスの契約者としての地位の全部または一部を有償または無償により、第三者に利用させることはできません。

#### 第12条（申込み）

本サービスは、当社が運営する本サービスサイト上の申込みフォームあるいは申込書により申込みものとします。

2 本サービス利用の申込みにおいて、別に当社が定める本人確認資料、会社登記簿の写し等を提出していただくことがあります。

3 申込みに際し、契約者は以下の各号のいずれかに該当してはならないものとします。

- (1) 監督官庁から業務停止又は営業免許もしくは営業登録の取り消しなどの処分を受けている。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、破産、民事再生、会社更生、租税滞納処分、その他これらに準ずる手続きが開始されている。
- (3) 第三者になりすまし、又は不正な目的で申込をしている。
- (4) 申込の際に当社に届け出た事項に虚偽、又は誤りがある。
- (5) 資産、信用などの支払能力、コンプライアンスに関する重大な問題が生じている。

#### 第13条（反社会勢力の排除）

契約者は、以下の各号のいずれかに該当してはならないものとします。

- (1) 自己(自己の役員、株主あるいは実質的に経営権を有する者等を含み、以下本条において同じ)が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、又はこれらに準ずるもの(以下「反社会的勢力」といいます)であること、又は反社会的勢力であったこと。
- (2) 反社会的勢力と人的、資金的、又は経済的(不当な利益供与を行う経済取引を含む)に関係があると認められること。
- (3) 自ら反社会的勢力であることを標榜し、又は自己の関係者が反社会的勢力であると標榜すること。
- (4) 自らあるいは第三者を利用して、相手方に対して詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いること。
- (5) 自らあるいは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。
- (6) 自らあるいは第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をすること。
- (7) 自らあるいは第三者を利用して、違法行為又は法的責任を超えた不当要求行為をすること。
- (8) 自己が継続して、あるいは反復して法令に違反し、又は公序良俗に反する行為や事業を行っている、あるいはそのような行為や事業が明らかになること。

#### 第14条（成立）

本サービスの利用開始日及び利用契約成立は、以下の各号の通りとします。

- (1) 契約者が本サービスを申込み、当社が契約者のアカウント（以下「ユーザアカウント」といいます）を発行した日を利用開始日とします。
- (2) 当社が運営する本サービスサイトからの申込み、又は申込書の内容の確認がとれた日を利用契約の成立日とします。但し、当社が指定する料金支払い日までに、当社が指定する方法での入金の確認できない場合、申込みを無効とします。

2 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本サービス利用の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの申込者が第29条（提供停止）第1項各号のいずれか又は第12条（申込み）第3項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 本サービスの申込者が過去において第29条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当したとき、又は、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。

(3) 申込書に虚偽の事実を記載したとき又は申込画面において虚偽の事実を入力して送信したとき。

(4) 申込者が未成年であって保護者の同意を得ていないとき。

(5) 契約者がクレジットカードによる料金支払を希望する場合において、クレジットカード会社の承認を得られないとき。

(6) 契約者が第13条（反社会勢力の排除）各号のいずれかに該当するとき。

(7) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障がある場合、又はそのおそれがあると合理的に判断されるとき。

3 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

#### 第15条（ファイル送信機能）

本サービスの契約者は、本サービスのファイル送信機能を利用することができます。

#### 第16条（サービス内容の変更）

契約者が、本サービス内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申込むものとします。

#### 第17条（ユーザアカウントの変更）

契約者は、ユーザアカウントの変更をできないものとします。但し、当社は、契約者の承諾なく、ユーザアカウントの変更をする場合があります。この際、当社は契約者に対して変更についての通知をするものとします。

#### 第18条（試用）

契約者は、当社が運営する本サービスサイトに記載されている期間、本サービスを試用することができます。

2 試用期間内は、試用を目的としているため、当社は契約者登録データに関する保証は一切しないこととします。但し、その他の事項については、本規約の通りとします。

3 試用期間が終了し、当社が別途定める期間内に正式サービスの利用を希望する場合は、試用期間に利用していたアカウント情報などを引き続き利用できることとします。

#### 第19条（契約者の地位の承継）

契約者である個人が死亡したときは、利用契約を終了します。

2 契約者である法人が廃業・倒産したときは、利用契約を終了します。

3 契約者である法人が合併などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨をただちに当社に書面で通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、その通知受領後14日以内に、当該承継法人に書面により通知をして利用契約を解除することができるものとします。当社が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

#### 第20条（解約の方法）

契約者は、本サービスの利用を終了して利用契約の解約を希望する場合、当社が運営する本サービスサイトから解約申込書をダウンロードした後、同書の注意事項に従い、必要事項を記入し、当社に郵送、電子メール又はファックスにて送付するものとします。

2 本サービスの契約者は、利用契約を解約するときは、当社に対し解約を希望する日の30日前までにその旨を通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解約日とされた日までの期間が30日未満であるときは、解約の効力は当該通知があった日の翌月の解約日に生じるものとします。

3 申込書が不備なく、記入されてくることを当社が確認した日に解約が成立するものとします。不備があった場合、補正がなされるまで解約申込書は受理されません。

4 解約時の契約者登録データの保管等は、契約者の自己責任において行うものとします。当社はそれに関する一切の責任を負わないものとします。

#### 第21条（解除）

契約者は、民法540条、541条、542条及び543条の契約解除の規定に従って、本契約を解除できることを本条項により確認します。

#### 第22条（当社による解除）

当社は、以下の各号のいずれかに該当する事由があるときは、利用契約を解除することができるものとします。

(1) 第29条（提供停止）第1項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から10日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき。

(2) 第29条（提供停止）第1項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると当社が認めるとき。

(3) 契約者が利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき。

(4) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに代わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ないとき。

(5) 当社が提供する他のサービスにおいて、契約者が利用規約違反により契約を解除されたとき。

2 前項の規定により利用契約を解除するときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

### 第3章 契約者の義務等

#### 第23条（ユーザアカウント及びパスワードの管理）

当社は、利用契約ごとにユーザアカウント及びパスワードを定めます。尚、契約者は本サービスにて提供されるユーザアカウント及びパスワードを善良な管理者の注意をもって管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないようにするものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

2 契約者は、ユーザアカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を通知するものとします。

3 当社は、ユーザアカウント及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。

#### 第24条（契約者の名称等の変更）

契約者は、以下の各号のいずれかに変更があったときは、その旨をすみやかに当社に届出るものとします。

- (1) 氏名又は名称。
- (2) 住所又は居所。
- (3) 当社に届け出た請求書送付先に関する事項。
- (4) 連絡先電話番号、電子メールアドレス。

2 前項の届け出があったときは、契約者はその届け出のあった事実を証明する書類を当社に対し提出していただくことがあります。

3 オンラインデモのみ申し込んでいる契約者は、第1項各号の届出を行わないため、本条の届出義務は課されないものとします。

#### 第25条（契約者の情報の提供）

契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

2 当社は、契約者より前項の情報についての届け出が当社に到達し、当社がその変更の事実を確認するまでは変更のないものとして本サービスに関する業務を行うこととします。当社はこのことによって契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第26条（当社からの連絡）

契約者は、郵便、電子メール又はファックスなどの当社からの連絡に対して遅滞なく応答を行うこととします。

2 当社が前項の連絡を行ってから、契約者が1ヶ月を経過しても当社の連絡に対して応答を行わず、そのことにより当社が本サービスを提供する上で必要な業務を遂行することができない場合は、当該契約者に対する本サービスの提供を取りやめることがあります。当社はこれにより契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第27条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令に違反する、又はそのおそれのある行為、あるいはそれらに類似する行為。
- (2) 当社あるいは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益その他法律上保護される利益、権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
- (3) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、又はそれらのおそれのある行為。
- (4) 当社に対し虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (5) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれらに類似する行為。
- (6) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業を、本サービスを通じて行うこと、あるいはそれに類似する行為。
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律が規定するインターネット異性紹介事業を、本サービスを通じて行うこと、あるいはそれに類似する行為。
- (8) 本サービスを通じた動画の配信やサーバへの集中的なアクセスなど回線やサーバに著しく負荷をかける行為、またそれによりサーバの機能を著しく低下させる行為、あるいは第三者に当該行為をさせる行為。
- (9) 他の契約者の重大な迷惑となると当社が判断する行為。
- (10) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為。

(11)第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為。

(12)本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改ざんし、又は消去する行為。

(13)他人のユーザアカウントあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(14)本サービスの無料試用サービスの期間中又は無料試用サービスの終了後に再び登録し、無料試用サービスを反復して利用する行為。

(15)本サービスに関するサーバ名、サーバIPアドレス、ユーザアカウント名、パスワードなどを当社の許可なく不特定多数の第三者に対して公開する行為。

(16)本サービスを通じて嫌がらせメール、迷惑メールなどを大量に配信する行為及び、あるいはそれに類似する行為。

(17)本サービスを通じてSNSなどのウェブサービスを提供する行為。

(18)その他、公序良俗違反にあたるなど本サービスを利用するに際して不適切な行為。

2 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき当社が判断した場合、当社は、第29条（提供停止）に定める措置を行います。また、損害及び費用等を契約者に請求することがあります。

#### 第28条（非常事態時の利用の中止、制限）

当社は、天災など非常事態が発生した場合あるいは当社の設備の保守、工事又は障害等のやむを得ない事情があるときは、本サービスを中止、もしくは制限する措置をとることがあります。

2 本サービスの提供を中止もしくは制限するときは、当社は契約者に対し、その旨及びサービス提供中止の期間など必要な情報を事前に告知します。但し、やむを得ないときは、事後の通知になる場合があります。

3 前項但し書の場合において、契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負いません。

#### 第29条（提供停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。

(1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき。

(2) 本規約に定める契約者の義務に違反したとき。

(3) 当社が提供するサービスの利用に関して、当社又は第三者に対して過大な負荷又は重大な支障を与えたとき。

(4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があったとき。

(5) 当社が提供する他のサービスにおいて、規約違反により契約を解除されたとき。

(6) その他、当社により提供停止に値すると合理的に判断される時。

2 当社が前項の規定により本サービスの提供を停止した場合、契約者はすでに当社に支払った本サービス利用に関する所定の料金等の償還を受けることはできないものとします。

3 当社は、契約者に通知することなく、第1項の規定により本サービス全部もしくは一部の提供を停止、あるいは停止のために必要な措置をとることができるものとします。これにより契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第4章 料金

### 第30条（料金等）

本サービスの料金は、当社の運営する本サービスサイトに記載されている料金表とします。また、契約者の要望によって本サービスをカスタマイズした場合、契約者と当社との協議により個別に料金を定めるものとします。

### 第31条（料金改定）

当社は、契約者の承諾を得ることなく料金を改訂する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。

2 改定後の料金体系は、利用契約更新時に適用されるものとします。

### 第32条（支払義務）

契約者は、第30条（料金等）の料金を支払う義務を負います。

2 第29条（提供停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても、本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

3 当社は、既に支払われた本サービスの料金等を一切払い戻す義務を負わないものとします。

4 当社が利用契約の承諾を取り消した場合であっても、当社はその者に対して契約が成立した場合に本来当社に対して支払うべき料金と同額の金額を損害金として請求します。損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。

5 契約者の申請を当社が承諾し、本規約に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合、契約者に対してその旨を事前に通知します。

6 金融機関に支払う手数料、その他の費用は契約者の負担とします。

### 第33条（計算方法）

料金の計算方法については、当社が運営する本サービスサイトの料金表に従うものとします。

2 利用契約期間が満了する前に利用契約が終了したとき、残りの利用契約期間に対応する本サービスに関する料金の全額を、契約者は利用契約解除の日から2週間以内一括して当社に対し支払うものとします。

### 第34条（支払方法）

契約者は、当社が指定する期日、方法により料金を支払うものとします。

2 本サービスの契約者は、申込時に定める銀行振込、請求書払い、口座引落のいずれかにより料金を支払うものとします。尚、その他の支払い方法については適宜相談に応じます。

### 第35条（割増金）

料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

### 第36条（延滞損害金）

契約者が、料金その他の債務について支払い期日を経過しても尚、支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

### 第37条（割増金等の支払方法）



第35条（割増金）及び第36条（延滞損害金）の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

#### 第38条（消費税）

契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当該債務を履行するに際して、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

#### 第39条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 第5章 管理等

#### 第40条（データ等の取り扱い）

本サービスにおける当社のサーバのデータが、滅失、毀損、当社の責によらない第三者による漏洩・傍受その他の事由により本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

2 契約者の問い合わせに応じ、当社は契約者登録データを確認・操作する場合があります。

3 当社は、契約者に提供する本サービスに関するアクセスの状況の記録（以下「ログ」といいます）の内容を契約者に通知するサービスを提供いたしません。また、当社がログの内容を契約者に知らせないことによって生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第41条（バックアップ等）

当社は、本サービスの契約者に対しては、善良な管理者の注意義務をもって当社が定める基準時ごとに契約者登録データをバックアップします。

2 基準時から次の基準時までの間に作成された契約者登録データについては、次の基準時に達するまではバックアップが存在しないため、その消失について当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第42条（データ等の消去）

以下の各号に該当すると当社が合理的判断した場合、事前に契約者の承諾を得ることなく、契約者登録データの削除ができるものとします。

(1) 契約者登録データの内容が、第29条（提供停止）第1項の各号又は第27条（禁止行為）各号のいずれかにあたると判断される時。

(2) 契約者登録データの容量が当社規定の容量を超過したとき。

(3) その他、当社が不適切と認めたとき。

2 当社は、前項に基づく行為により発生する問題及び損害等について一切の責任を負わないものとします。

#### 第43条（解約時のデータ等）

当社は、本規約の規定に基づいて、利用契約が解除された場合、サーバ内の契約者登録データ等を削除します。これにより契約者に生じた損害に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

#### 第44条（配布ソフトウェア）

契約者は、当社が配布するソフトウェア(以下「配布ソフトウェア」といいます)を各自でインストールした上で本サービス利用のために用いることができるものとします。

2 契約者は、`配布ソフトウェア利用の際は、当社が別途定める配布ソフトウェアに関する規約又は契約に同意するものとします。

3 契約者は、当社が提供した配布ソフトウェアを本サービスの目的のためにのみ利用することができ、これ以外の目的にて利用することはできません。

#### 第45条（オプションサービス）

当社は、別に定める通りのオプションサービスを契約者に提供するものとします。

2 オプションサービスの提供を希望する契約者は、別に定める利用規約に従い当該オプションサービスを利用するものとします。

## 第6章 賠償責任等

#### 第46条（責任の制限）

当社は、もっぱら当社の責に帰すべき事由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、当社において契約者が本サービスを利用できないことを知ったときから、連続して72時間以上、本サービスが全く利用できなかったときに限り、損害の賠償をします。その際、当社は、契約者が本サービスを利用できないと知ったときから、本サービスの当月分の月額利用料金を限度として、損害の賠償をします。

#### 第47条（免責）

第46条（責任の制限）の規定は、利用契約に関して当社が契約者に対して負う一切の責任を規定したものとします。当社は契約者、その他第三者に対しても同様に、本サービスの利用により、又はそれに関連して生じた損害について、いかなる責任も負わないものとします。また、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障により生じた損害についても同様とします。但し、当社に故意又は重大な過失があった場合はこの限りではありません。

2 本サービスの利用において、契約者が第三者に損害を与えた場合、又は契約者が第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の責任において解決するものとし、それにより生じた損害について当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第7章 雑則

#### 第48条（守秘義務）

当社は、本サービスに関連し取得した契約者の技術上・営業上その他の業務上の情報を当社規定のプライバシーポリシーに基づき、利用、保管、管理するものとします。

#### 第49条（管轄裁判所）

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、その訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第50条（準拠法）

本規約の解釈・適用・履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用します。

#### 第51条（信義誠実義務）

本規約で定めていない事態が生じた場合においては、当社と契約者は相互に信義誠実に協議を行い、これを解決するものとします。

2 前項の場合、一般私法、取引慣習などに準拠するものとします。

付則

平成26年 4月 21日 制定・施行

平成27年 1月 19日 改定